2022年7月

公認競技会のあり方審議会委員の公募要領

**《審議会委員公募の趣旨》**

　2021年11月に念願の新射場である「都立夢の島公園アーチェリー場」がオープンしました。また、都ア協では昨年度から電子集計システム(イアンセオ)の本格導入を決定し、記録集計の迅速化を図っております。

　こうしたことなどを契機として、公認競技会の運営に関して、将来を見据えて確認しておくべき事項が生じて参りました。

　つきましては、公認競技会の役員体制や配置方法等も含め、各方面からのご意見を拝聴し、あるべき姿の議論を尽くしたいと思います。

　当協会の会員各位、或いは日頃より当協会主管の公認競技会にご出場いただく関東学連の皆さまにも参画していただきたく、審議委員を公募することと致しました。

１　審議会名称　公認競技会のあり方審議会

２　審議事項等　**「公認競技会の運営に関する審議会設置要項」**をご確認ください。

３　会議

９月７日(水)を初回とし、来年４月までの毎月第１水曜の午後８時から１時間**(計６回程度)**

　\*会議の総回数、集合時間等は、審議状況で変更する場合があります。

４　報酬

都ア協規程に基づき、会議出席１回につき３千円をお支払いします。

５　公募について

　(1) 公募人数　　２人　(設置要綱第３中の第３号委員)

 (2) 公募期間　　2022年７月８日(金)～同８月１日(月)

　(3) 応募方法　　次の事項を所定の様式２に記載の上、事務局あてにメールで送信下さい。

　　　①氏名　②所属ア協(連)・大学　③応募の動機(400字以内)

　(4) 採用手順　　公募人数を上回った場合には、８月の常務理事会において人選させていただきますことをご了解ください。

６　本件担当(問合せ先)　　総務部会・近藤

　　　　　　　　　　　　　　　Mail　gold10kin@gmail.com

　　　　　　　　　　　　　　　℡　　090-3599-1123

以上

**様式２**

都ア協理事長　松　村　晃　志　　様

公認競技会のあり方審議会委員について

　公認競技会のあり方審議会委員の公募要領に従い、次のとおりに応募します。

　　２０２２年　　月　　日

１　氏　　名(ふりがな)

２　所属ア協(連)・大学

３　応募の動機(400字以内)

**※ 応募締切　：　2022年８月１日(月)**

**提 出 先　：　都ア協事務局****toakyo\_jim2019@yahoo.co.jp**

**【参考】**

公認競技会の運営に関する審議会設置要項

2022年度要項第２号

　(目的)

第１　この要項は、東京都アーチェリー協会(以下「協会」という。)が主催する全日本アーチェリー連盟(以下「全ア連」という。)公認競技会の運営方法の標準化や協会が指定する競技会会場における必要な役員数及び配置方法等々を協議するため、協会理事長(以下、「理事長」という。)の諮問機関として、公認競技会のあり方審議会(以下、「審議会」という。)を設置するものとする。

　　また、東京都が新設した都立夢の島公園内のアーチェリー場の運営や必要な役員配置等についても併せて協議するものとする。

 (協議事項)

第２　審議会での主な審議事項は次の各号による。

　(1) 公認競技会のブロック主管、直轄対応に関すること

　(2) 公認競技会役員の考え方に関すること

　(3) 全ア連競技規則との整合性に関すること

　(4) 電子集計システムによる記録の作成、及び操作に関すること

　(5) 都立夢の島公園アーチェリー場に関すること

　(6) その他理事長が必要と考え、諮問する事項

　(審議会委員)

第３　審議会の委員数は11人以内とし、原則として協会員から選任し、理事長が委嘱する。

　(1) 協会理事　　３人

　(2) 各ブロック及び東京都高体連アーチェリー専門部からの推薦された者　　５人

　(3) 公募の委員　　２人

　(4) 学識経験者　　１人

　(正副委員長)

第４　審議会に正副委員長を置く。正副委員長は各１人とし、委員の互選により選出する。

２　委員長は、審議会の会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には職務を代理する。

　(会議)

第５　審議会は、理事長からの諮問事項について協議し、答申を行う。協議において、必要な場合は採決を行い、可否同数の場合は、委員長の表決に従う。

２　会議の招集は委員長の申し出により理事長が行う。

３　答申の時期は2022年度末日を目途とし、これに合わせて会議を開催するものとする。

　(会議公開の原則)

第６　審議会の会議は原則として公開する。ただし、非公開が適当とする場合には、審議会が決定し、理事長に許可を求めるものとする。

　(参考人の会議への出席)

第７　審議会が必要とする場合、協議事項に関する必要な説明及び意見を得るため、参考人の出席を求めることができる。参考人は、協会員であることを問わない。

　(処務)

第８　審議会の処務は、協会総務部会が行う。

　　附　則

１　この要項は、2022年６月８日から施行し、理事長への答申日の翌日に失効する。

２　この要項の施行について必要な事項は、理事長において別に定める。

(別記)

要項第２、第１号に規定する公認競技会が行われる会場(2022年６月現在)

　(アウトドア会場)

１　都立駒沢オリンピック公園第一球技場

２　都立小金井公園弓道場

３　都立光が丘公園弓道場

４　都立夢の島公園アーチェリー場

　(インドア会場)

５　都立駒沢オリンピック公園体育館

６　都立駒沢オリンピック公園室内球技場

７　町田市立総合体育館

８　葛飾区立奥戸総合スポーツセンター体育館

　(フィールド会場)

９　花のやまフィールドアーチェリー場